

令和7年4月1日

社会福祉法人石見さくら会行動計画

女性が活躍でき、社員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標：年間有給休暇付与日数10日以上全職員（正規職員・契約職員）の年間有給休暇取得日数を6日以上、年間有給休暇付与日数16日以上全職員（正規職員・契約職員）の年間有給休暇取得日数を10日以上とする。

<対策> 令和7年4月1日～

- ・各事業所の管理者は、計画有休に基づき、計画通り取得が行えていない職員については個別に働きかけを行う。
- ・有給休暇の電子申請への移行を検討し、取得しやすい雰囲気作り等環境を整える。
- ・事業所や職種別の取得日数に格差が生じないように取り組む。事業所長会議等を通じて課題を共有し共に解決に繋げる。
- ・管理職を対象に、労務管理研修を引き続き実施し理解を深める。また、「えるぼし」、「くるみん」といった制度への理解に努める。